平成２７年（フ）第４５２４号
大阪市大正区南恩加島６丁目16番23号
債務者　廣本　辰男
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　昌史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８４９号
札幌市中央区南５条西９丁目1008番地２　クイーン南５条603号
債務者　矢橋　馨一
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３４７号
名古屋市守山区天子田３丁目1001番地（大森向住宅８棟207号）
債務者　松野　祐司
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇本　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５７号
山口県岩国市旭町３丁目２番42号　コーポサンシャイン３号室
債務者　梅木　徹也
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山近　繁之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第４６号
佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内３丁目10番20号、前住所佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙1960番地２
債務者　松本　正範
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　行武　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１７０４号
名古屋市昭和区八雲町43番地の３　パローネ八雲401号
債務者　福岡　真理
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　智哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月２日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３６号
静岡県富士市錦町１丁目10番11号　プラザ錦町104号
債務者　郷原　壽雄
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生田目哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１０８６号
名古屋市港区善進本町332番地　センチュリーパーク善進本町302号
債務者　山本　義和
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　嗣地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６０号
愛知県愛西市大井町浦田面177番地２
債務者　渡辺一二三
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏目　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月17日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３０号
長崎県長崎市若草町18番60号
債務者　前田クミ子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
長崎県長崎市上小島５丁目11番35号　上小島ハイツ201
債務者　岩崎　朋美
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
青森県八戸市大字田向字土岡河原49番地１　フォルテメゾンＢ号室
債務者　蛇沼由香里
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
青森県八戸市大字湊町字赤坂５番地４　前峯荘１号
債務者　佐々木利之
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第５０９号
仙台市泉区南光台２丁目18番15号　グローリーハイツ202
債務者　奥山　悦子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６０７号
仙台市泉区北中山３丁目14番地の７
債務者　三浦　　裕
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６７１号
仙台市若林区霞目２丁目15番15号
債務者　菊池　明子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3523番地77
債務者　山本　由美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
水戸地方裁判所